

埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託事業名 埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務
- (2) 業務内容 別添「埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月12日まで
- (4) 委託費の限度額 46,343,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをされた者
 - ウ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
 - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
 - オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (2) 過去3年間に仕様と類似の業務を国又は地方自治体と契約した実績を有している者
- (3) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 7月13日（月）
- (2) 質問受付期間 7月13日（月）～16日（木）16時まで
- (3) 質問に対する回答期限 7月17日（金）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 7月21日（火）16時まで
- (5) 企画提案書等の提出期限 7月28日（火）16時まで
- (6) 委託候補者選定委員会実施 7月31日（金）
- (7) 審査結果の通知 8月上旬（予定）
- (8) 委託契約の締結 8月上旬（予定）

4 企画提案参加申込書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書（様式1）」を郵便、FAX又はE-mailにて提出してください。

なお、FAXにて提出した場合は、その旨電話にて連絡をしてください。

(1) 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

電話：048-830-4106

FAX：048-830-4830

E-mail：a4105-05@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和2年7月21日（火）16時

5 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和2年7月13日（月）～16日（木）16時まで

(2) 提出方法

・質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式2）」に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにて農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当あて送付してください。口頭での質問は受けません。

・送付にあたり、件名は「埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託に関する質問」としてください。

(3) 回答日時

令和2年7月17日（金）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、農業ビジネス支援課ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0902/index.html>）に掲載します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託企画提案書（様式3）
別紙「埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託仕様書」に基づき、A4版片面で作成し、提出してください。

イ 法人概要調書（様式4）

ウ 見積書（様式任意）

算出根拠を明示し、金額は日本円にて消費税込みで表記してください。

企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出してください。

- (2) 提出部数
代表者印を押印した正本 1部、副本（押印は必要ない）8部
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、「書留」とすること。）
- (4) 提出先
埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当
※「4の（1）企画提案参加申込書の提出先」を参照。
- (5) 提出期限
令和2年7月28日（火）16時まで
- (6) 提出された応募書類の取扱い
- ア 提出された企画提案書は、本企画提案公募における契約の相手方の候補の選定以外の目的では使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
 - ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された企画提案書等は返却しません。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- (7) その他
- ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。
 - イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。
契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除します。
 - ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当あてに対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出してください。
 - エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。

7 委託候補者の選定方法

「埼玉県産農産物緊急応援キャンペーン実施業務委託候補者選定委員会」において、企画提案者による提案内容のプレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、1者を委託候補者として選定します。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

企画提案者が多数となった場合には、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションの参加者を3者程度に選定します。

ア 開催日時・場所

令和2年7月31日（金）

埼玉県庁周辺を予定（埼玉県さいたま市浦和区高砂周辺）

※詳細は、参加者に別途通知します。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者あたり15分以内、質疑は1者あたり15分以内とします。

ウ 出席者

・1者につき3名以内、主たる説明者は該当業務を実施する際の統括責任予定者とします。

・正当な理由なく参加しなかった者の提案は、無効とします。

エ その他

・企画提案書類に記載した内容と異なる新たな提案は行わないでください。

・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡をしてください。その場合には、パソコンは持参してください。

(2) 評価方法

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションについて、審査基準に基づき委員の意見（採点等）を聴収した上で評価します。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定します。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初の金額の範囲内で再度見積書を作成し、再提出された見積書が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。

(4) その他

次の事項に該当する者は、失格とします。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 審査結果の通知

候補者を選定後、企画提案公募参加者全員に選定又は非選定の結果を通知します。

また、選定結果通知日の翌営業日に、契約候補者名を埼玉県農業ビジネス支援課のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0902/index.html>) において公表します。

9 契約方法

- (1) 契約候補者に選定された者と埼玉県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結します。
- (2) 受託者は契約金額の100分の1の額(100円以下は切り上げ)の契約保証金を契約と同時に納付する必要があります。
ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除となります。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとします。ただし、業務の円滑な遂行を図るため必要があると認める場合には、概算払いが可能です。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その事由を記載した辞退届を提出してください。
- (5) 委託候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等は、委託候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行います。

10 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により埼玉県農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当あて届け出るものとします。
- (2) 企画提案書を提出した後に、差し替え、訂正、再提出をすることはできません。
ただし、県から指示があった場合を除きます。
- (3) 企画提案書提出後、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 書類等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、提案者の負担とします。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

TEL: 048-830-4106

FAX: 048-830-4830

E-mail: a4105-05@pref.saitama.lg.jp